

# 中越沖地震の 支援制度について

長岡技術科学大学  
木村 悟隆

2008/1/9現在

※内容に誤りがあったとしても責任を負いません。  
詳細は、新潟県、被災市町村の広報、ホームページを参照して下さい。

## 個人が使える4つの制度 一義援金以外は、申請しないともらえない

	申請の 必要	所得等 の制限	り災証明	申請期限
義援金	無	無	半壊以上	(一県 一次配分)
応急修理制度	有	有	半壊以上 全壊でも可	2月末が目安 工事完了期限3/31
支援金	有	無	【国】大規模半壊 以上(みなし全壊 含む)  【県】半壊以上	【国】新制度の受付開始 1/21(柏崎市) 「定額分」8/15まで受 付。残りはH22/8/15 まで受付 【県】旧制度に合わせて 改訂の見込
復興基金	有	有 (例外あり)	無 (例外あり)	昨年12月中旬から、 順次受付開始

## 応急修理制度

- 半壊以上、全壊でも対象になる
  - 基礎、柱、屋根等(建物の構造)の修理
  - 家のジャッキアップ等も対象
  - 地震で壊れた部分の修理
  - 壁や畳、障子、ふすま等は対象にならない(構造用合板による補強は対象になる)
- 支援金や義援金、自己資金を組み合わせる

## 被災者生活再建支援法の 「支援金」の改正点(国の支援金)

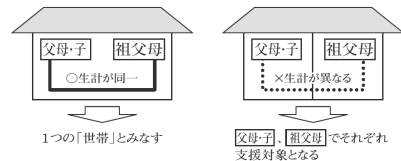
- 用途の制限が無くなった
  - 所得制限が無くなった
  - 現金がもらえる
  - 領収書は不要(他の制度で必要かも知れないので、取っておいて下さい)
  - 再建方法により、もらえる金額が異なる(建設・購入・補修・賃借)(契約書の写し等が必要)(※使い切らなくても返さなくてよい)
- 【注意点】
- 総額は変わらない
  - 支給されるのは、従来通り「全壊」「大規模半壊」「みなし全壊」。半壊だと出ない
  - 「みなし全壊」の適用を受けるには、解体前後の写真が必要でかつ、8/15以前に解体と支援金の申請手続きが終わっていること
  - 既に手続きしている場合  
残額がある場合:改めて手続きすれば、新制度の支援金として使える(2月中に市から通知される)。  
全て使ってしまった場合:追加の支給は無い
- 申請手続き等の詳細は、広報かしわざき1/20号に掲載される(柏崎市HPによる)

## 国の支援金(新制度)の 手続きの要点

- 定額分(お見舞い金的なもの) 8/15までに申請  
全壊・みなし全壊.....100万円  
大規模半壊.....50万円  
※必要書類:り災証明書、世帯主の預金通帳、認印、運転免許証(身分証明書)。この段階では、契約書等の写しは不要。
- 建設・購入・補修・賃借分 H22/8/15まで  
契約書等の写しが必要(つまり、それまでには再建計画が定まっている必要あり)  
建設・購入200万円 補修100万円 賃借50万円  
(全壊、みなし全壊、大規模半壊で同じ金額)  
※既に再建計画まで定まっている場合は、一度に両方の手続きをしてよい。  
(必要書類については、柏崎市復興かわら版12/20号を参照した。)

## 国の支援金の世帯分離(改正前)

- 同一家屋に住んでいても、地震発生時に、扶養関係(所得税、保険)に無ければ、別々の世帯とみなされる。(単身の子どもの場合は困難)
- ※改正後は、世帯分離の基準に公共料金の支払いの分離が追加されたと聞いています。詳細は、各市町村の担当窓口にお問い合わせ下さい。



## 国の支援金の世帯分離(改正後)

(府政防第880号 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について)

- 5 世帯の定義
  - (1)世帯とは、社会生活上の単位として、住宅及び生計を1つにする者の集まり又は、独立して生計を維持する単身者をいうものとする。
  - (2)赴任先で被災した単身赴任者についても1つの世帯として取り扱うものとするが、生活の本拠が移転していないと認められる場合には、この限りでないこと。
  - (3)1つの建物に居住しているが、生計を異にしていると認められる者についても、別の世帯として取り扱うものとするが、この場合には、**災害発生時点で別の世帯として住民登録が行われていることを原則とし、住民登録上は同一世帯とされている場合には、公共料金の契約が別に行われている場合など生計が別であることを確認できる場合に限り、別の世帯として取り扱うものとする。**

## 復興基金(1) 住宅

- 被災者住宅復興資金利子補給(住宅ローンの利子補給。所得によらず、誰でも使える!)
- 低コスト復興住宅支援(市町村長が認定・推奨する規格。定額180万円)(要綱は未発表)
- 高齢者・障害者向け住宅整備支援(最大 高齢者30万円、障害者50万円)
- 雪国住まいづくり支援(消雪設備、落雪式屋根等)(66万円まで)
- 県産瓦使用屋根復旧支援(85万円まで)(補助率1/2)
- 越後杉で家づくり復興支援(100万円まで)(補助率1/2)
- 住宅債務(二重ローン)償還特別支援
- 不動産活用型住宅再建資金融資(65歳以上あるいは市町村長が認める者。申請者が亡くなった場合に土地と建物は行政のものになる。1200万円まで融資)
- 民間賃貸住宅入居支援
- 親族等住宅同居支援

## 復興基金(2) 宅地

- 被災宅地復旧工事
- 宅地地盤災害復旧支援

## 復興基金(3) 宅地の詳細

- 被災宅地復旧工事(個人で宅地を直す場合)  
住宅金融支援機構等の融資が受けられない方  
工事費400万円まで・・・1/2を補助  
400万円を超える場合・・・2/3を補助
- 宅地地盤災害復旧支援(地域住民が共同で行う場合)(要綱は未だ発表されていない)  
<国補対象外の場合>  
(1)工事費・調査費基金3/4  
(2)補償費基金10/10

## 滅失届について

- 固定資産税は、毎年1月1日を基準として課税されます。所有する家屋(建物)を平成19年中に取り壊した場合(一部取り壊しも含む)は早めに税務課へ滅失届を提出してください。
- 特に中越沖地震により、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の被害判定に係わらず**家屋を取り壊した方(一部取り壊しも含む)は、必ず「滅失届」の届出を行ってください。**滅失届が提出されないと平成20年度も課税されることがあります。  
※逆に全壊等の判定でも、改修する場合は提出の必要はありません
- 家屋が課税されているかどうか分からない場合は毎年納税通知書と一緒に送付している「課税明細書」を確認してください。  
また、法務局へ「建物滅失登記」をした場合は届出の必要はありません。

以上、柏崎市HP [家屋\(建物\)を取り壊した方は滅失届を忘れずに](#)

## ひまわり弁護士

- 震災に伴う様々な法律的な問題の無料相談

震災復興をめざす  
中越ひまわり基金法律事務所  
(杉岡麻子弁護士)

所在地:新潟県長岡市幸町3丁目4番12号 中川ビル2階(長岡市役所近く)  
電話:0258-39-2611(予め電話で予約して下さい)